

旭川市水道局建設工事等指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、旭川市水道局契約規程（平成6年12月1日水道事業管理規程第7号）第15条の規定及び旭川市水道局建設工事等指名委員会設置要綱に基づき、水道局が発注する建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定めるものとする。

(適格性の判定)

第2条 業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事等の成績
- (4) 手持ち工事等の状況
- (5) 技術的適性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況
- (8) 各種資格の有無

(指名の方法)

第3条 工事に係る業者の指名に当たっては、別表1の等級格付表により、工事予定価格に対応する等級に属する有資格者の中から選定するものとし、格付されていない工事の種別については、その工事の種別に属する有資格者の中から選定するものとする。

- 2 第1項の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合には、第1項の規定にかかわらず、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができる。この場合において、指名する者がないとき又は僅少であるときを除き、指名する者を指名競争入札に参加する者の数の2分の1以下としなければならない。
- 3 次の各号に該当する工事に係る業者を指名する場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者を指名することができる。
 - (1) 施工上特別な技術を必要とする工事
 - (2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事
- 4 工事が全体計画の一部である場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、全体計画の工事予定価格を勘案した上、工事予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者を指名することができる。
また、その他特に必要と認められる場合も工事内容等を勘案の上、同様とする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、予定価格に対応する等級の下位の等級に属する有資格者で、局発注工事において工事成績が特に優秀な者を指名することができる。

(指名業者数)

第4条 指名する業者の数は、別表2に定める数以上によるものとする。ただし、特別な技術を必要とする工事については、別表2の業者数を参考して適切な数の業者を指名するものとする。

- 2 共同企業体の構成員となるべき者を指名する業者の数は、別表2に定めるところによる。
ただし、企業体の結成数は別表2に定める業者数の2分の1以上で最低3企業体以上としなければならない。

(その他)

第5条 旭川市水道局建設工事等指名委員会における業者の選定は、工事の施行の決定後行うこととする。選定に当たっては、厳正かつ公正を期すとともに、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において市内業者の育成に努めなければならない。

附 則

この基準は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 6年 8月 22日から施行する。

附 則

この基準は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 13年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 16年 8月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21年 1月 29日から施行し、履行期間の初日が平成 21年 4月 1日以後の日である契約から適用する。

附 則

この基準は、平成 22年 10月 12日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24年 2月 6日から施行する。

別表1

等級格付表

(等級区分に応ずる工事予定価格)

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事 管工事
A	特A 2億円以上 3,000万円以上	特A 5億円以上 3,000万円以上	500万円以上
	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	500万円未満
B	1,000万円未満	1,000万円未満	
C			

別表2

区分	設計金額	業者数
建設工事	5,000万円以上	15
	2,000万円以上～5,000万円未満	12
	1,000万円以上～2,000万円未満	11
	500万円以上～1,000万円未満	9
	500万円未満	8
委託業務	500万円以上	建設工事の区分による
	200万円以上～500万円未満	8
	200万円未満	6